

# 営業時間短縮要請等関連事業者支援 一時金について

---

茨 城 県

令和3年6月23日

## 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

◆本日から、4月～6月分の一時金の受付を開始します。  
(1月～2月分の一時金を受給した事業者も対象となります)

県の営業時間短縮要請または外出自粛要請の影響を受けて、売上が大きく減少した事業者に対して、一時金を支給します。

支給対象	県内に本店を置く、以下のいずれかに該当する中小企業・個人事業者 (1)営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引がある事業者 例) 飲食料品卸売業、割り箸・おしぼりなどの供給者、卸売業者 等 (2)外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者 例) イベント業、土産物屋、ホテル・旅館、バス・タクシー・運転代行業、理・美容店、マッサージ店 等 ※営業時間短縮要請を受けた飲食店等は対象外
主な要件	令和3年4月から6月のいずれかの月の売上が、対前年(対前々年)同月比で <u>30%以上減少</u> していること
支給額	1事業者あたり、 <u>一律20万円</u> (1回限り)
申請期間	<u>6月23日(水)～8月31日(火)</u> (当日消印有効)

# 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

## 申請方法

- ◆電子申請（いばらき電子申請・届出サービス）
- ◆書面申請（以下へ郵送）

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県事業者支援一時金審査デスク

※申請書は県ホームページからダウンロードできるほか、  
市町村、商工会・商工会議所等の窓口で配布します。

## お問合せ

一時金電話相談窓口

TEL : 029-301-5558（平日9:00～17:00）